

消防用設備等の運用基準



各務原市消防本部

各務原市消防本部消防用設備等の運用基準

制定 令和8年5月1日

各務原市消防本部

〒504-8555

岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL (058) 382-3137

FAX (058) 382-5955

目 次

第1章 総則

第2章 防火対象物等の取扱いに関する基準

- 基準1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準
- 基準2 消防用設備等の設置単位の手扱いに関する基準
- 基準3 階数及び床面積の解釈に関する基準
- 基準4 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準
- 基準5 収容人員の手扱いに関する基準
- 基準6 シャッター等の水圧開放装置の手扱いに関する基準
- 基準7 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の手扱いに関する基準
- 基準8 令8区画の手扱いに関する基準

第3章 消防用設備等の取扱いに関する基準

- 基準9 消火器具の設置及び維持に関する基準
- 基準10 屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準
- 基準11 スプリンクラー設備の設置及び維持に関する基準
- 基準12 水噴霧消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準13 泡消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準14 不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準15 ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準16 粉末消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準17 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準
- 基準18 動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関する基準
- 基準19 自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準
- 基準20 ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する基準
- 基準21 漏電火災警報器の設置及び維持に関する基準
- 基準22 消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準
- 基準23 非常警報設備の設置及び維持に関する基準
- 基準24 避難器具の設置及び維持に関する基準
- 基準25 誘導灯の設置及び維持に関する基準

- 基準26 消防用水の設置及び維持に関する基準
- 基準27 排煙設備の設置及び維持に関する基準
- 基準28 連結散水設備の設置及び維持に関する基準
- 基準29 連結送水管の設置及び維持に関する基準
- 基準30 非常コンセント設備の設置及び維持に関する基準
- 基準31 無線通信補助設備の設置及び維持に関する基準
- 基準32 非常電源の設置及び維持に関する基準
- 基準33 2以上の防火対象物に設置する消火設備の加圧送水装置等の取扱いに関する基準
- 基準34 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置及び水源の取扱いに関する基準

第1章 総則

1 目的

この基準は、消防用設備等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

2 運用上の留意事項

- (1) この基準には、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために各務原市消防本部が附加した行政指導事項も含まれている。
- (2) 指導事項については、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。
- (3) 当該事項に係る行政指導については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

3 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (5) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (6) 電設基準とは、電気設備に関する技術基準を定める省令をいう。
- (7) J I Sとは、日本産業規格をいう。
- (8) 検定協会とは、日本消防検定協会をいう。
- (9) 安全センターとは、財団法人日本消防設備安全センターをいう。
- (10) 防災センター等とは、消防法施行規則第12条第1項第8号に規定する防災センターをいう。
- (11) 耐火構造 建築基準法第2条第7号に規定するものをいう。
- (12) 準耐火構造 建築基準法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (13) 防火構造 建築基準法第2条第8号に規定するものをいう。
- (14) 不燃材料 建築基準法第2条第9号に規定するものをいう。
- (15) 準不燃材料 建築基準法施行令第1条第5号に規定するものをいう。
- (16) 難燃材料 建築基準法施行令第1条第6号に規定するものをいう。
- (17) 防火設備 建築基準法第2条第9号の2口に規定するものをいう。
- (18) 特定防火設備 建築基準法施行令第112条第1項に規定するものをいう。
- (19) 防火戸 建築基準法第2条第9号の2口に規定するものをいう。